

三朝町告示第83号

令和3年第6回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月27日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 期 日 令和3年9月6日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

---

○開会日に応招した議員

松 原 成 利

松 原 茂 隆

石 田 恭 二

吉 田 道 明

山 口 博

藤 井 克 孝

遠 藤 勝 太 郎

福 田 茂 樹

平 井 満 博

山 田 道 治

牧 田 武 文

清 水 成 眞

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

第6回三朝町議会定例会会議録（第1日）

令和3年9月6日（月曜日）

---

議事日程

令和3年9月6日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第6号 法人の経営状況について
  - 報告第7号 財政の健全化判断比率等について
  - 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び三朝町個人情報保護条例の一部改正）
  - 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第8号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について  
国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする  
意見書の採択を求める陳情
  - 陳情第9号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情
- 日程第6 議案第48号 令和3年度三朝町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第49号 令和3年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第50号 令和3年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第51号 令和3年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 令和3年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 令和3年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 令和3年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第55号 令和3年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号）

- 日程第14 議案第56号 令和2年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第57号 令和2年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第58号 令和2年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第59号 令和2年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第60号 令和2年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第61号 令和2年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第62号 令和2年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第63号 令和2年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第64号 令和2年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第65号 令和2年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 議案第66号 令和2年度三朝町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 日程第25 議案第67号 三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第6号 法人の経営状況について
- 報告第7号 財政の健全化判断比率等について
- 報告第8号 議会の委任による専決処分について（三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び三朝町個人情報保護条例の一部改正）
- 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第8号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする

意見書の採択を求める陳情

陳情第9号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情

- 日程第6 議案第48号 令和3年度三朝町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第49号 令和3年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第50号 令和3年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第51号 令和3年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 令和3年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 令和3年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 令和3年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第55号 令和3年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第56号 令和2年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第57号 令和2年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第58号 令和2年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第59号 令和2年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第60号 令和2年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第61号 令和2年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第62号 令和2年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第63号 令和2年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第64号 令和2年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第65号 令和2年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 議案第66号 令和2年度三朝町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 日程第25 議案第67号 三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

---

出席議員（12名）

1番 松原成利

2番 松原茂隆

3番 石田恭二

4番 吉田道明

5番 山口博

6番 藤井克孝

7番 遠藤勝太郎

8番 福田茂樹

9番 平井満博

10番 山田道治

11番 牧田武文

12番 清水成眞

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 新 寛 事務局長補佐 ..... 永 田 真由美

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	松 浦 弘 幸	副町長 .....	赤 坂 英 樹
教育長 .....	西 田 寛 司	総務課長 .....	大 村 真優美
地域振興監 .....	青 木 大 雄	会計管理者 .....	佐々木 敦 宏
財政課長 .....	吉 田 栄 治	町民課長 .....	山 口 良 輔
建設水道課長 .....	藤 井 和 正	健康福祉課長 .....	矢 吹 和 美
企画課長 .....	村 上 隆 史	観光交流課長 .....	藤 井 紀 好
農林課長 .....	安 田 寛	総務課参事 .....	角 田 正 紀
社会教育課長 .....	山 本 達 哉	図書館長 .....	朝 倉 紀 夫
代表監査委員 .....	岸 田 昌 樹		

---

午前10時03分開会

○議長（清水 成眞君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員はございません。当局では……（発言する者あり）入ってますか。（「入っていない」と呼ぶ者あり）入っていない、入ってませんか。

しばらく休憩します。

午前10時03分休憩

---

午前10時05分再開

○議長（清水 成眞君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員はございません。当局では、山中教育総務課長の欠席の届けを受けております。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（清水 成眞君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、4番、吉田道明議員、5番、山口博議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（清水 成眞君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から16日までの11日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成眞君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から16日までの11日間と決定いたしました。

11日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程予定表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成眞君） 御異議なしと認めます。よって、11日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（清水 成眞君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第6号、法人の経営状況について、報告第7号、財政の健全化判断比率等について、報告第8号、議会の委任による専決処分について（三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例及び三朝町個人情報保護条例の一部改正)について、町長から報告を求めます。

松浦町長。

○町長(松浦 弘幸君) おはようございます。報告案件について申し上げます。

報告第6号、法人の経営状況について申し上げます。この報告は、町出資の法人であります有限会社グリーンサービスについて、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度における決算の状況並びに令和3年度の事業計画及び予算について、本議会に報告するものでございます。

報告第7号、財政の健全化判断比率等について申し上げます。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく令和2年度の決算による健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく令和2年度の決算による公営企業の資金不足比率の状況を本議会に報告するものでございます。

報告第8号、三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び三朝町個人情報保護条例の一部改正について申し上げます。関係法令の改正に伴い、引用している条項及び用語を改める改正を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長(清水 成真君) 進行いたします。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から令和3年7月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長(清水 成真君) 日程第4、行政報告を行います。

松浦町長。

○町長(松浦 弘幸君) 行政報告を申し上げます。

初めに、7月の豪雨により、町内でも住宅の床上・床下浸水、道路や農地などへの被害、さらに観光業では多くの宿泊キャンセルが発生するなど、大きな打撃を受けました。町では速やかに災害対策本部を立ち上げ、職員一丸となり、鳥取県をはじめとする関係機関からの支援をいただきながら、災害対応に努めてまいりました。今後も被災箇所の早期復旧や農林業、観光業への復興支援に引き続き全力を挙げて取り組みたいと考えております。

8月以降も台風や前線の停滞による大雨が頻発しており、九州や広島など全国各地でも甚大な被害が発生しております。これから本格的な台風シーズンを迎えますが、近年の異常気象では、いつどこで災害が起こってもおかしくない状況にあります。迅速で的確な対応ができるよう、万全の備えに努めていかなければならないと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症は爆発的に感染が拡大し、鳥取県も例外ではなく、いつ身近なところで感染者が発生しても不思議ではない状況となっています。そのような中でも、ワクチン接種は順調に進んでおり、65歳以上の高齢者では90%以上の方が接種済みで、接種を希望された高齢者のワクチン接種はほぼ完了しています。12歳以上65歳未満の方も町が把握できているもので約53%、このほかに観光関係者等の職域接種も進んでいると聞いております。コロナウイルスとの闘いはまだまだ続くと考えられます。手洗い、うがいやマスクの着用、三密を避けるなどの基本的な感染予防の徹底や、感染者に対する誹謗中傷やワクチン接種をしていない人に対する差別的行為の禁止など、人権に配慮した行動についても引き続き町民皆さんへ呼びかけてまいりたいと思います。コロナ感染症を正しく知り、共に生きる対策を進める必要があります。しっかりとした感染防止対策を取りながら、安全安心な暮らしと社会経済活動との両立に向けていきたいと考えています。

最後に、10月1日から町営バスの運行を開始する予定としています。町内のバス路線の維持存続を図るため、運行ルートやダイヤ、運賃の改正、バス停の増、小型バス車両の導入により、運行の利便性向上を目指したものであります。運行に先立ち、この町営バスの愛称を募集したところ、268件の応募をいただき、みさきサンサンバスと決定しました。より多くの方に親しんでいただき、そして実際に乗っていただきたいと考えています。

以上、行政報告といたします。

---

## 日程第5 陳情の委員会付託

○議長（清水 成真君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第8号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、この陳情は、総務教育常任委員会に付託いたします。

陳情第9号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情、この陳情は産業民生常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第48号 から 日程第25 議案第67号

○議長（清水 成真君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第6から日程第25までの20件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第6から日程第25まで、すなわち議案第48号から議案第67号までの20件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期定例会に提案いたしました令和3年度の補正予算案、令和2年度の決算の認定等、20件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第48号、令和3年度三朝町一般会計補正予算（第5号）について、概要を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策関係費でございます。避難所の感染予防対策や新型コロナウイルス感染症により低迷する町内の消費を促進するための経費を計上するほか、三朝温泉を訪れる観光客のニーズを把握し、今後の基礎資料とするために必要な経費を計上することとしております。

また、現在実施しております情報通信基盤設備改修事業の進捗に伴って、今後、不要となる既存施設の撤去について必要な経費を計上するほか、令和3年7月豪雨災害に伴い、復旧に向けて必要な措置を講じようとするものでございます。

以上が今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源については、国・県補助金や基金等の調整を行うこととし、今期補正予算では歳入歳出それぞれ1億3,780万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を64億6,532万円とするものでございます。

議案第49号、令和3年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、主なものとして、令和2年度に交付を受けました国庫支出金等の額が確定し、返還金が生じたので、所要の調整を行うものでございます。

議案第50号、令和3年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第51号、令和3年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、主に令和3年7月豪雨災害に伴い、施設復旧に向けて必要な措置を講じようとするものでございます。

議案第 5 2 号、令和 3 年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、令和 2 年度決算に伴う所要の調整のほか、ストックマネジメント事業のために必要な経費を計上するものでございます。

議案第 5 3 号、令和 3 年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、主に令和 3 年 7 月豪雨災害に伴い、施設復旧に向けて必要な措置を講じようとするものでございます。

議案第 5 4 号、令和 3 年度三朝町財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、小鹿財産区及び三朝財産区において、造林公社等の事業が行われたことに伴う所要の調整を行うものでございます。

議案第 5 5 号、令和 3 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、水道施設の修繕のために必要な経費を計上するほか、令和 3 年 7 月豪雨災害に伴い、必要な措置を講じようとするものでございます。

議案第 5 6 号から議案第 6 6 号までの 11 件の議案につきましては、令和 2 年度の三朝町の各会計の決算について、それぞれ関係法の規定に基づき、町の監査委員の審査を受けましたので、その意見を付して本議会の認定に付するものでございます。

なお、これらの決算の認定につきまして、令和 2 年度に取り組みました各種事務・事業等の実施状況とその成果を別途決算説明資料においても説明いたしておりますので、併せて御覧をいただき、御理解を賜りたいと存じます。

議案第 6 7 号、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、新過疎法の施行に伴い、旧過疎法を根拠としていた内容を改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、それぞれ可決、認定賜りますようお願いいたします。

○議長（清水 成真君） 次に、ただいま議題となっております令和 2 年度三朝町一般会計歳入歳出決算、各会計の決算及び令和 2 年度財政健全化について、監査委員から決算審査の意見を求めることといたします。

岸田代表監査委員。

○代表監査委員（岸田 昌樹君） 監査報告を申し上げます。

令和 2 年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算の審査につきましては、別途審査意見書で述べておりますとおり、歳入歳出決算書とそれに附帯する関係調書などの計数は、関

係書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。

概要について申し上げます。

初めに、一般会計について申し上げます。令和2年度の決算は、前年度と比較して歳入ではおよそ14億7,000万円、歳出ではおよそ15億円と、いずれも大幅な増加となっております。

歳入及び歳出の特徴的なことを申し上げます。全体では、情報通信基盤整備改修事業（FTTH方式化）の施行と、新型コロナウイルス感染症対策関連事業への取組が大きく、それに伴っての財源として国庫支出金、町債が増えていることが特徴となっております。また、一方では新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、事業の中止、規模の縮小を余儀なくされたものが多くありました。

歳入におきましては、基幹的収入であります町税と地方交付税において、町税では前年度より4,000万円余り減少し、地方交付税は1億1,000万円余り増加しております。地方譲与税及び各種交付金については、新たに法人事業税交付金が創設されています。寄附金については、ふるさと応援寄附金は前年度より若干減少しております。国庫支出金では前年度より12億4,000万円余り増加し、県支出金では前年度より1億円余り減少となっております。町債は前年度より4億円余り増加となっております。

次に、歳出におきましては、総務費が前年度より14億6,000万円余り大きく増加し、決算額がおよそ21億3,000万円となっており、全体の3分の1を占めております。災害復旧費は前年度より9,000万円余りの減少となっております。民生費、農林水産業費、土木費、教育費が増加し、衛生費、商工費、消防費が減少し、諸支出金では、基金費の減債基金と電源立地地域対策交付金基金への積立金をそれぞれ4,000万円余り増額積み足しております。

次に、財政の構造について申し上げます。町債の状況として、本年度は大規模事業等の財源として過疎債を6億3,000万円余り発行したことにより、発行額が償還額を大きく上回り、年度末現債高は前年度より3億1,000万円余りの増額となっております。

次に、経常的収支の状況でございます。経常的収入額の一般財源は前年度より増加し、経常的支出額の一般財源の増減額を上回るために、経常的収支比率は1.2ポイント改善し、85.2%となっております。

次に、特別会計について申し上げます。国民健康保険事業は、療養給付費が前年度より10%程度減少していることが特徴と言えます。後期高齢者医療事業では被保険者数の減少傾向が続き、介護保険事業の介護認定率は2割を超える水準が続いています。温泉配湯事業を除く簡易水道事業、下水道事業及び集落排水処理事業にあっては、一般会計からの繰入金により収支が保たれて

おり、一般会計からの支援は欠かせないものと思います。また、温泉配湯事業、簡易水道事業、下水道事業、集落排水処理事業には、新型コロナウイルス感染症対策分として一般会計から繰入れがあったことも今年度の特徴であります。

次に、公営企業会計について申し上げます。水道事業会計では、収益は前年度より減少し、費用は前年度より増加したが、収支については当年度純利益を計上したものの、黒字額は前年より2,000万円余り減額の決算となっております。国民宿舎事業会計におきましては、指定管理者の運営が4年を経過し、一般会計からの支援や納付金の調整がありましたが、当年度純損益を計上する決算となっております。いずれの公営企業会計においても新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、一般会計からの補助等の支援が行われています。

次に、財産調書について申し上げます。土地、建物の状況、有価証券及び出資金による権利並びに各基金の状況について、財産台帳、株券、出資証券、預金通帳など関係書類と照合、確認し、財産調書に誤りなく記載されていることを確認いたしました。

最後に、令和2年度決算における財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について審査結果を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも誤りなく作成されているものと認めます。各指標の算定結果につきましては、法に定める基準を下回っており、この法律に定める財政の健全化は保たれていると言えます。

以上で令和2年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算についての審査と、あわせて財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての審査結果の報告といたします。

なお、詳細につきましては別冊の審査意見書を御覧いただきたいと思います。終わります。

○議長（清水 成真君） 続きまして、議案の順序により細部説明を求めます。

議案第48号について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第48号、令和3年度三朝町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。議案書33ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億3,780万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億6,532万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容を事項別明細書等により御説明申し上げます。歳出から御説明申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策関連費でございます。44ページ、総務費、防災諸費の防災活動支援事業につきましては、避難所となる各地域公民館等の感染予防対策としまして、

避難者の居住空間の分離等を図るため、短時間かつ少人数で設営可能なテントや段ボールベッドの整備に必要な経費を計上しております。

46ページの商工費では、低迷する町内の消費を促進するために商工会が実施予定のプレミアム商品券事業への支援を予定しております。また、三朝温泉誘客キャンペーン事業として、旅館組合や観光協会が実施する旅館利用券等の各種誘客キャンペーン等への支援を行うほか、日本遺産の柱である三朝温泉、三徳山の知名度及び今後の活用に関する旅行者のニーズを把握し、今後の基礎とするため、日本遺産活用調査事業を実施いたします。

戻りまして44ページ、総務費の情報通信基盤設備改修事業におきまして、現在F T T H方式化への移行作業中ではありますが、今後不要となる既存設備の撤去を進めるため、撤去に係る調査費及び設計費について計上することとしております。

次に、47ページ、災害復旧費でございます。7月豪雨で被害を受けました陸上競技場敷地部分と町道擁壁部分を一括して修復するため、設計費及び工事費を計上するものでございます。

48ページの基金費でございますが、今回、普通交付税の決定等に伴って生じた一般財源の一部について、公債費償還の後年度負担を考慮し、減債基金に積立てを行うこととしております。

続いて、歳入について主なものを御説明申し上げます。議案書41ページでございます。

地方特例交付金及び普通交付税の今年度の交付金が決定しましたので、それぞれ所要の調整を行っております。また、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、1,555万5,000円を追加して計上しております。そのほか県支出金等につきましては、各事業の財源となる補助金等について所要の調整を行っております。

以上が令和3年度三朝町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（清水 成真君） 議案第49号について、矢吹健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢吹 和美君） 議案第49号、令和3年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書は51ページからでございます。

55ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,143万6,000円を追加して、予算の総額を12億1,853万6,000円とするものです。

59ページを御覧ください。歳出については、包括的支援事業費・任意事業費では、配食サービスの利用者が増えたことに伴う委託料を1,83万9,000円増額しております。財源は、それぞれ国、県、町の負担割合により増額をしております。次の償還金は、令和2年度の介護保険事業の実績報告に基づき、国、県、支払基金へ返還をするものです。その財源としては、令和2年

度の繰越金が確定しましたので、繰越金を1,277万2,000円増額し、不足するところを財政調整基金繰入金で増額して調整させていただこうとするものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（清水 成真君） 議案第50号から議案第53号について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第50号、令和3年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。議案書は61ページからでございます。

1ページめくっていただき、63ページをお願いします。今期の補正予算につきましては、既定の額に歳入歳出それぞれ50万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を6,140万6,000円とするものでございます。

債務負担行為の補正といたしまして、66ページをお願いいたします。公営企業会計移行事業（公営企業会計移行支援業務）につきましては、令和5年度に水道事業会計と統合するため現在準備を進めているところですが、移行支援業務について、当初は令和3年度と4年度に分けて支援をする計画をしておりましたが、連続した支援が必要と判断したため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

68ページをお願いいたします。歳出の主なものといたしまして、簡易水道管理費の簡易水道施設復旧費（7月豪雨）でございます。豪雨により、下谷地区及び高橋地区の簡易水道施設におきまして水源から配水池へ水を送る送水管が破損し、配水池の水が不足したため、その修繕に係る費用及び今後破損箇所が発見された場合に備えた予算も併せて補正したいものでございます。

次に、議案第51号、令和3年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページめくっていただきたいと思います。今期の補正予算につきましては、既定の額に歳入歳出それぞれ287万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を1,847万9,000円とするものでございます。

75ページをお願いいたします。歳出といたしまして、温泉配湯管理費の温泉配湯施設復旧費（7月豪雨）でございます。豪雨により水没した4号源泉ポンプの取替え及び分解整備の費用でございます。その下、財政調整基金積立金でございます。令和2年度繰越金が確定したことによる基金積立金の増額でございます。

続いて、議案第52号、令和3年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書は77ページからでございます。

79ページをお願いいたします。今期の補正予算につきましては、既定の額に歳入歳出それぞれ

れ2,274万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億8,634万1,000円とするものでございます。

85ページをお願いします。歳出の主なものといたしまして、建設改良費、公共下水道整備事業費のストックマネジメント事業でございます。防災・安全交付金の配分額が想定より多かったため、ストックマネジメント、これは長寿命化計画に沿って計画を一部前倒して整備したいものでございます。

最後になりますが、議案第53号、令和3年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。議案書は87ページからでございます。

1ページめくっていただきたいと思います。今期の補正予算につきましては、既定の額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出の総額を1億700万円とするものでございます。

93ページをお願いします。歳出といたしまして、農業集落排水処理施設管理費でございます。助谷地区処理場のスクリーンユニットの点検結果により、早急にオーバーホールが必要となったため、その修繕料、その下、集落排水処理施設復旧費（7月豪雨）では、豪雨により吉尾地区処理場への土砂流入及び東小鹿地区処理場ののり面が崩落したため、応急対応経費及び修繕経費を補正したいものでございます。

以上、令和3年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から令和3年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）までについて御説明いたしました。どうぞよろしく御願いたします。

○議長（清水 成真君） 議案第54号について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第54号、令和3年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書97ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正については、小鹿財産区勘定において既定の予算額に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88万8,000円とするものでございます。また、三朝財産区勘定におきまして、既定の予算額に歳入歳出それぞれ104万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を189万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容を事項別明細書により御説明申し上げます。

102ページでございます。小鹿財産区におきましては、鳥取県造林公社が実施した利用間伐事業に伴う立ち木売払い収入を計上しておりますし、104ページ、三朝財産区におきましては、M&C鳥取水力発電株式会社が実施します発電所再整備に伴う土地貸付収入を計上しております。それぞれ縁故使用者である集落に土地使用等収益権者交付金を交付するよう必要な措置を講ずる

ものでございます。

以上が令和3年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（清水 成眞君） 議案第55号について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第55号、三朝町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

107ページをお願いいたします。今期の補正予算につきましては、第2条、収益的収入及び支出の水道事業費用につきまして392万円を追加し、1億3,733万8,000円とするものがございます。

116ページをお願いいたします。収益的支出、営業費用の修繕料でございます。横手地内の直系250ミリメートルの送配水管で漏水が発見され、早急な対応が必要でしたので約400万円をかけて修繕しております。また、7月豪雨により栗谷配水池ののり面が崩落し、屋根部分へ倒れた木が落ちてきたため、その処理経費として合計431万2,000円を増額したいものがございます。また、営業外費用の消費税につきましては、令和3年度の修繕費用の増加によるもので、確定申告に伴う税務署へ支払う消費税が減となる見込みであります。

以上、令和3年度水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（清水 成眞君） しばらく休憩します。再開を11時といたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（清水 成眞君） 再開いたします。

議案第56号について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第56号、令和2年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算説明資料を基に御説明申し上げます。

決算説明資料1ページに、各会計の歳入歳出決算額、実質収支等、決算の概要について掲載しております。

一般会計の実質収支等の状況につきましては2ページでございます。

左側の表でございますが、歳入歳出差引き額から令和3年度への繰越事業の財源として繰り越すべき財源を除いた実質収支は約8,900万となっております。



次に、右側の表でございますが、この表は決算に伴う主な指標を掲げております。経常的な一般財源については、普通交付税等が増となったことから、前年に対して8,376万7,000円、2.8%の増となっています。一方、経常的な一般財源を充当した支出は3,579万9,000円、1.4%の微増となっています。これらにより歳出されますのが、財政の弾力性を示す指標として使用される経常収支比率でございます。今期決算における経常収支比率は、分母となる経常的収入が増加したのに対して分子となる経常的支出が微増にとどまったことから、85.2%と前年度と比べて下がっております。これは前年度数値になりますが、県内町村平均や全国平均を下回っており、標準的な水準にあると言えます。

右下の表は、財政の健全化の判断基準となる指標でございます。実質赤字比率は普通会計に属する一般会計に生じた赤字額が町の標準的な財政規模に対してどれくらいになるかという比率で、マイナスの表示は黒字であることを表しております。また、連結実質赤字比率は公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、同じくマイナスの表示は黒字であることを表しております。

次に、実質公債費比率ですが、これは町の借入金の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、8.3%となっております。今後、小学校整備等で大規模な事業が見込まれ、町債の残高は今後増加していくことが予想されますが、過疎債等有利な地方債を中心に発行して、公債費負担の軽減に努めてまいりたいと思います。

将来負担比率については町が現在抱えている負担の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、マイナスの表示は、抱えてる負担より返済可能、充当可能な基金等が上回っていることを表しております。また、資金不足比率については下水道等の公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したもので、今年度においても資金不足は発生してない状況となっております。

次に、3ページに歳入の款ごとの決算額と、特定財源、一般財源の区分等について掲載しております。このうち自主財源に区分される歳入の合計は約11億9,626万円で、自主財源比率は18.5パーとなっております。自主財源比率は低下しておりますが、これは自主財源は減となったものに対し、国庫補助金の増額等により依存財源が増になったことによるものでございます。

続いて、4ページには目的別歳出について款ごとの決算額と財源内訳等、5ページには性質別の決算額と財源内訳等について掲載しております。この中で人件費、扶助費及び公債費を義務的経費といっておりますが、今期決算における義務的経費の額は約21億354万円で、歳出合計に占める割合は33.1%となっております。

続きまして、6 ページ、積立金現残高の状況を御覧いただきたいと思います。上半分に掲載しておりますのが、一般会計に属する積立金の現在高でございます。将来の公債費負担に備えた減債基金の積立てを増やしたことや、同じく将来の施設の老朽化に伴う維持管理費の増額に備えた公共施設営繕基金の積立てを増やしたこと等により、積立金の合計額は約30億3,067万円となっており、前年度に対し、約2億515万円の増となっております。

次に、7 ページ、一般会計の地方債現在高の状況でございます。令和2年度の地方債現在高は約52億2,447万円で、前年度に対して3億1,833万円の増となっております。

また、8 ページには、特別会計及び企業会計の地方債現在高を掲載しております。

以上、令和2年度の一般会計歳入歳出決算の概況について御説明申し上げます。

なお、それぞれの決算の詳細について、9 ページ以降に所管課ごとの主な事業の取組状況を整理しておりますので、御確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（清水 成真君） 議案第57号から議案第59号について、矢吹健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢吹 和美君） 議案第57号、令和2年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書に基づき御説明申し上げます。決算説明資料は251ページから掲載しております。

まず、決算の収支の概要につきましては、決算書1から2ページを御覧ください。収入済額7億3,463万9,098円、続いて3から4ページ、支出済額7億2,866万7,939円、歳入歳出差引き残高597万1,159円でございます。

事業の概要としましては、令和2年度では国保加入は944世帯、被保険者数は1,455人で、いずれも年々減少してきております。財政調整基金は令和2年度に6万1,744円積立てをし、年度末残高が1億1,973万6,194円となっております。

歳入について御説明を申し上げます。決算書は5ページからでございます。国民健康保険税ですが、収入済額は1億2,312万9,057円、徴収率は現年分で94.64%でした。下段の国庫支出金の災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症に関連しての国民健康保険税の減免に対するの補助となります。令和2年度は3件で27万1,100円の減免を行いました。

歳出について御説明を申し上げます。決算書11ページからでございます。中段下の保険給付費についてです。これは被保険者の医療への受診に係るもの、葬祭費、出産費等に係るものですが、支出済額は5億2,761万4,455円、前年に比べて約6,800万円の減となっております。決算書15ページ中段、保険事業費では、メタボリックシンドロームなどの予防対策事業であります特定健診の費用や人間ドック・脳ドックの取組、腎臓予防等の健康講演会の業務を実施して

おります。令和2年度の特定健診の受診率は28.2%でした。以上です。

続いて、議案第58号、令和2年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

この会計は75歳以上の被保険者等の保険料を収納し、一般会計からの繰入金を合わせて後期高齢者医療広域連合に納付する会計でございます。決算書に基づき御説明申し上げます。決算説明資料は257ページに掲載をしております。

まず、決算の収支の概要につきましては、決算書1から2ページを御覧ください。収入済額1億5万7,835円に対し、続いて3から4ページ、支出済額9,965万761円、歳入歳出差引き残高は40万7,074円です。

決算書の5ページを御覧ください。歳入のうち後期高齢者医療保険料の収入済額は5,772万5,300円、徴収率は現年度分で99.66%でした。ページ中段の繰入金は、低所得者保険料軽減額相当額などについての一般会計からの繰入金となります。

歳出は決算書9ページからです。後期高齢者医療広域連合納付金が9,774万6,281円の支出となっております。以上です。

続いて、議案第59号、令和2年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。決算書に基づき御説明を申し上げます。決算説明資料は258ページから掲載をしております。

まず、決算の収支の概要につきましては、決算書1から2ページを御覧ください。収入済額1億2,799万9,041円、続いて3から4ページ、支出済額10億7,209万6,583円で、歳入歳出差引き残高は5,590万2,458円です。令和2年度は、3年ごとに見直しを行っております高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の3年目となります。保険給付費の状況としては、おおよそ計画どおりですが、施設給付費が増加をしている状況です。財政調整基金は積立てを108万9,000円行い、年度末残高は9,529万2,000円となっております。

歳入については5ページからになります。介護保険料収入済額は1億8,676万3,500円、徴収率は現年度分で99.35%でした。7ページの上から4段目の介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症に関連しての介護保険料の減免に対する補助となります。令和2年度は1件で7,700円の減免を行いました。このほか、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入金など、それぞれの負担割合によって収入をしております。

次に、歳出については13ページからになります。13ページ下段の保険給付費です。これは要介護1から5の方を対象とした介護サービス費、要支援1、2の方を対象とした予防サービス

費、高額介護サービス費や、低所得の施設入所の方を対象とした食費や居住費の減免に係る費用などを支出しております。決算額は9億9,912万9,591円と、前年度と比較をしまして約223万円の減額となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（清水 成真君） 議案第60号から議案第63号について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第60号、令和2年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書で説明させていただきます。決算説明資料は264ページからでございます。

決算書の2ページをお願いいたします。歳入合計は4,399万3,130円でございます。

続いて、1ページはぐっていただきたいと思っております。歳出合計は3,905万1,102円を支出しており、1,553万6,000円を翌年度に繰り越しております。歳入歳出差引き残額は494万2,028円でございます。うち493万6,000円は翌年度に繰り越すべき財源でありますので、純繰越金は6,028円となっております。

5ページからは歳入の明細でございます。主なものといたしまして、給水使用料及び一般会計繰入金並びに町債でございます。9ページからは歳出の明細でございます。1行目、簡易水道管理費のうち一般経費では、町内の簡易水道施設等36施設の維持管理を行いました。また、水道管等移転工事費として、合谷地内で実施しています鳥取県の砂防事業に伴う配水管の移転補償工事を行っております。

続きまして、議案第61号、令和2年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。歳入合計は2,206万1,162円でございます。

続いて、4ページをお願いいたします。歳出合計は1,918万1,517円を支出しており、歳入歳出差引き残額は282万9,645円でございます。

5ページからは歳入の明細でございます。主なものといたしまして、温泉配湯使用料及び一般会計繰入金でございます。温泉配湯使用料は前年度と比較し減額になっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として実施した使用料減免相当額を一般会計から補填していただいております。

7ページからは歳出の明細でございます。三朝町が管理する温泉配湯施設の維持管理を行い、安定した温泉配湯に努めてまいりました。

続きまして、議案第62号、令和2年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。歳入合計は5億1,286万4,129円でございます。

続いて、4 ページをお願いします。歳出合計は4億9,966万4,159円を支出しており、1,045万8,000円を翌年度に繰り越すこととしております。歳入歳出差引き残額は1,319万9,970円でございます。うち5万8,000円は翌年度に繰り越すべき財源であり、純繰越金は1,314万1,970円となっております。

5 ページからが歳入の明細でございます。主なものといたしまして、下水道使用料及び国の補助事業に伴います補助金、一般会計からの繰入金、そして町債でございます。

9 ページからが歳出の明細でございます。一般管理費の4行目、公営企業会計移行事業（繰越し）では、令和6年度の法適化に向けた準備として資産の調査と評価業務を行いました。

1 ページめくっていただきたいと思います。公共下水道整備事業費のストックマネジメント事業につきましては、平成30年に策定した計画に基づき、管路の改築などを行ったものでございます。

最後になりますが、議案第63号、令和2年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

2 ページをお願いします。歳入合計は1億855万3,120円でございます。

1 ページめくっていただきたいと思います。歳出合計は1億846万9,782円を支出しており、1,408万円を翌年度に繰り越すこととしております。歳入歳出差引き残額は8万3,338円でございますが、うち8万円は翌年度に繰り越すべき財源であり、純繰越金は3,338円となっております。

5 ページからが歳入の明細でございます。主なものといたしまして、各処理施設使用料及び一般会計からの繰入金でございます。

9 ページからが歳出の明細でございます。主な内訳といたしまして、一般管理経費では、紙ベースで管理していました施設台帳を電子化する業務を行っております。また、各排水処理施設の維持管理を行い、水質保全をはじめ水環境の循環型社会の形成に努めました。

以上が各事業会計歳入歳出決算の説明でございます。よろしくお願いいたします。

一部訂正をさせていただきたいと思います。議案第61号、温泉事業特別会計でございますが、歳入歳出差引き残額を287万9,645円に訂正をお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長（清水 成真君） 議案第64号について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第64号、令和2年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算説明資料を御覧ください。1ページになりますが、特別会計の下のほうに財産区会計として財産区勘定ごとの決算額を掲載しております。各財産区とも各管理会を中心に基本的な管理経費を執行しているほか、基本財産の処分により土地使用収益権者交付金として関係集落に交付されております。また、財産区の積立基金の状況につきましては、決算説明資料6ページの下のほうにそれぞれ掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、財産区特別会計決算の概況について御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清水 成真君） 議案第65号について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第65号、令和2年度三朝町水道事業会計決算の認定について、決算報告書で説明させていただきます。決算説明資料は277ページからでございます。

決算書の12ページをお願いいたします。水道事業の総括でございます。損益勘定では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う旅館の一斉休業などが要因となり、給水量は4万2,082立方メートル少なくなり、給水収益として863万2,000円の減額となりました。なお、新型コロナウイルス感染症による使用料金の減免措置は34社46件、491万6,819円となっており、全額一般会計からの補助金で補填しているところです。そのほか、退職給付引当金が減となったこともあり、事業収益全体では1億480万1,000円となりました。損益勘定の差引きは111万6,000円の当年度純利益でございます。資本勘定では第6水源ポンプ場の改築工事及び電気設備工事を執行しており、財源は水道事業債の発行等であります。

以上、歳入歳出決算について御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水 成真君） 議案第66号について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第66号、令和2年度三朝町国民宿舎事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算説明資料になります。281ページから283ページを御覧いただきたいと思っております。平成29年度から指定管理者による運営に移行したことから、この会計では、企業債等の償還、指定管理料、減価償却費などの管理的経費を計上しております。

283ページ中ほどでございます。指定管理料につきましては、通常の施設維持補修費分3,000万円のほか、新型コロナウイルス感染症により利用客減少等の影響を受けた国民宿舎の事業継続や感染症対策のための経費1,249万2,000円を支出するなど、必要な措置を講じております。

以上、簡単ではございますが、国民宿舎事業会計決算の概要について御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清水 成真君） 議案第67号について、山口町民課長。

○町民課長（山口 良輔君） 議案第67号、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は139ページから141ページです。

この条例は過疎地域自立促進特別措置法を根拠とし、特別償却設備に関する固定資産税課税免除について定めているものでございますが、根拠となる過疎地域自立促進特別措置法が本年3月31日に失効し、同日で新法となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布され、4月1日に施行されました。このことから、条例の一部を新法を根拠とする内容に改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、課税免除の対象とする特別償却設備及び設置者の要件を、課税免除に伴う減収補填の要件を定めた総務省令の規定に合わせ改正します。具体的には、対象業種に情報サービス業者等を追加、取得価格要件を業種、資本金に応じて最低500万円以上まで引き下げる、新設、増設に加えまして、取得、製作、建設を対象とします。その他所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（清水 成真君） 以上で本日の日程は終了しました。

明日は10時から一般質問です。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時27分散会

---